（海洋情報管理官、海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官）

第五十一条　情報管理課に、海洋情報管理官、海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官それぞれ一人を置く。

2　海洋情報管理官は、命を受けて、海洋情報業務に関する情報及びこれに関する海洋に関する情報の収集、整理及び保管に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務（海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　海洋情報分析調整官は、命を受けて、海洋情報業務に関する情報及びこれに関する海洋に関する情報の収集及び分析に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

4　大陸棚情報管理官は、大陸棚の範囲の確定、開発、保全、利用及び管理に資するための地形、地質構造その他の形質に関する情報の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。

（水路通報室及び海洋空間情報室）

第五十二条　情報利用推進課に、水路通報室及び海洋空間情報室を置く。

2　水路通報室は、水路通報、航行警報及び海象に関する情報の通報に関する事務をつかさどる。

3　水路通報室に、室長を置く。

4　海洋空間情報室は、海洋情報業務に関する情報及びこれに関連する海洋に関する情報の一体的かつ効果的な提供に関する事務（水路通報室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　海洋空間情報室に、室長を置く。

（削る）

（管区海上保安本部に置く部）

第五十七条　管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。

総務部

経理補給部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。）

船舶技術部（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部を除く。）

警備救難部

海洋情報部（第十一本部を除く。）

交通部（第十一本部を除く。）

（漂流予測管理官）

第五十一条　環境調査課に、漂流予測管理官一人を置く。

2　漂流予測管理官は、海上を漂流する人又は物の軌跡の予測に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（技術・国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

（海洋空間情報室及び大陸棚情報管理官）

第五十二条　海洋情報課に、海洋空間情報室及び大陸棚情報管理官一人を置く。

2　海洋空間情報室は、海洋情報業務及びこれに関連する海洋に関する情報の一体的かつ効果的な提供に関する事務（航海情報課及び大陸棚情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　海洋空間情報室に、室長を置く。

4　大陸棚情報管理官は、大陸棚の範囲の確定、開発、保全、利用及び管理に資するための地形、地質構造その他の形質に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関する事務（航海情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（水路通報室）

第五十二条の二　航海情報課に、水路通報室を置く。

2　水路通報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水路図誌及び航空図誌（海図、航空図その他の水路及び航空に関する図並びに航法に必要な測地及び海象に関連する書誌を除く。）の編集に関すること。

二　水路通報、航行警報及び海象に関する情報の通報に関すること。

3　水路通報室に、室長を置く。

（管区海上保安本部に置く部）

第五十七条　管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。

総務部

経理補給部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部を除く。）

船舶技術部（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部を除く。）

警備救難部

海洋情報部（第十一本部を除く。）

交通部（第十一本部を除く。）